

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
延岡市実行委員会

第2回常任委員会



つむ
紡ぐ感動神話となれ

日本のはなた宮崎 国スポ・障スポ



日時 令和7年9月10日(水)

第2回常任委員会 内容

1 審議事項

第1号議案

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ輸送交通業務実施要項(案) ····· P 1

【添付資料】

資料1 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会

第2回輸送交通専門委員会 結果概要 ····· P 5

資料2 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

延岡市輸送・交通基本計画 ··· P 6

資料3 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会

常任委員会委員名簿 ··· P 8

資料4 本大会及びリハーサル大会の日程について ····· P 9

資料5 OWSすみえカップ2025大会について ····· P 10

資料6 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会会則 ··· P 11

日本ひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市輸送交通業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障がい者スポーツ大会延岡市輸送交通基本計画に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおける輸送交通業務について必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的な事項

（1）輸送対象者

- 輸送の対象者は次のとおりとする。
- ア 選手団（選手・監督）
 - イ 競技役員、競技補助員
 - ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
 - エ 報道関係者、視察員
 - オ 一般観覧者
 - カ 上記のほか、市実行委員会が必要と認めた者

（2）輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

（3）輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、宿舎、その他関連諸行事の会場等（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に支障が生じる場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。ただし、地域の交通情報等を勘案し、必要があると認められる場合は、この限りではない。

4 輸送交通業務の内容

（1）輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

市実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

市実行委員会は、参加人数、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

市実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿所及び競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

市実行委員会は、広域配宿によって延岡市以外に所在するホテル等を宿舎として利用する選手・監督、役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

市実行委員会は、同一競技が延岡市と延岡市以外の会場地で行われる場合、関係会場地市町実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

市実行委員会は、一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

市実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

市実行委員会は、県実行委員会と協議の上、選手・監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

市実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等とし、関係機関・団体の協力を得て、必要台数を県実行委員会と市実行委員会が、連携して確保する。

ウ 予備車の確保

県実行委員会と市実行委員会は、連携して大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

市実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署

等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

市実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

市実行委員会は、輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

エ 路上駐車の防止

市実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

オ 民間駐車場への迷惑駐車防止

市実行委員会は、競技会場周辺等の民間駐車場への迷惑駐車を防止するため、民間施設所有者等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

カ 指定駐車場の確保及び開設

市実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じてシャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

キ 指定駐車場の管理及び運営

市実行委員会は、事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

ク 駐車許可証の交付

市実行委員会は、特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営に努める。

ケ 交通環境整備

市実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止、自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

コ 道路機能の保全

市実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など、必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じて

この要綱を準用する。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会
第2回輸送交通専門委員会 結果概要

1. 日 時	令和7年9月9日(火)
2. 場 所	書面による決議
3. 出欠状況	総数12名、賛成12名、未提出0名
4. 議事概要	<p>(1)審議事項</p> <p>①第1号議案 「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市輸送交通業務実施要項(案)」 ⇒ <u>質疑応答なく原案どおり可決。</u></p> <p>(2)報告事項</p> <p>「委員の変更」・「本大会、リハ大会の日程」・「OWS大会について」資料を送付。 各事項において質疑なし</p> <p>(3)その他</p> <p><質疑応答></p> <p>特に委員から質問事項はなかった。</p>

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 延岡市輸送・交通基本計画

1 目的

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員(以下「大会参加者」という。)及び一般観覧者の輸送・交通については、本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関と連携して安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、公共交通機関の利用を促進し、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、その利用料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場及び宿泊施設間の輸送において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで、計画輸送を行う。

ウ 競技共催市町間の輸送

他市町と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制を行う。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全を確保し、目的地に迅速に到達させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3)駐車場対策

ア 駐車場の確保

競技会場及び練習会場並びにその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両(一般観覧者車両を含む。)と容易に区別ができるよう必要な措置を講じる。

(4)環境への配慮

大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減を図るため、公共交通機関の積極的な利用とマイカーの利用自粛を呼びかける。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会 常任委員

【副会長】8名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
産業・経済	延岡商工会議所	会頭	吉玉 典生	委員長
スポーツ・レクリエーション	一般社団法人 延岡市スポーツ協会	会長	福田 達也	
社会団体	延岡市區長連絡協議会	会長	森口 正輝	
	延岡市障がい者自立支援協議会	会長	甲斐 由美子	
市議会	延岡市議会	議長	早瀬 賢一	
市	延岡市	副市長	赤木 繁男	副委員長
	延岡市	副市長	小泉 智明	
	延岡市教育委員会	教育長	高森 賢一	

【常任委員】26名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
市議会	延岡市議会	副議長	梶本 英一	
県競技団体	宮崎県バレーボール協会	理事長		空席
	宮崎県軟式野球連盟	会長	井料田 豊	
	宮崎県柔道連盟	会長	鳥居 敏文	
	宮崎県ソフトボール協会	会長	押川 尚生	
	一般財団法人 宮崎県水泳連盟	会長	武井 俊輔	
	宮崎県体操協会	会長	海老原 郷士	
	宮崎県武術太極拳連盟	国体準備委員	原田 将司	
	宮崎県パワーリフティング協会	会長	壽崎 剛	
スポーツ・レクリエーション	一般社団法人 延岡市スポーツ協会	副会長	甲斐 義人	
	一般社団法人 延岡市スポーツ協会	副会長	吉田 建世	
	一般社団法人 延岡市スポーツ協会	副会長	木村 隆次	
	延岡市スポーツ推進委員協議会	会長	岡本 真奈美	
学校関係	宮崎県立延岡しろやま支援学校	校長	肱岡 憲吾	
産業・経済	宮崎県農業協同組合	延岡地区本部長理事	楠田 富雄	
	延岡市水産振興委員会	委員長	宇戸田 定信	
宿泊・衛生・観光	一般社団法人 延岡観光協会	代表理事	盛武 一則	
	宮崎県ホテル旅館業生活衛生同業組合延岡支部	支部長	山田 圭吾	
	宮崎県飲食業生活衛生同業組合延岡支部	支部長	高田 重幸	
通信・運輸	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社 延岡駅	駅長	菊池 建次	
	宮崎交通株式会社 延岡営業所	所長	興梠 泰洋	
	宮崎県タクシー協会 延岡支部	支部長	野々上 忠臣	
医療・福祉	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	会長	柳田 泰宏	
	一般社団法人 延岡市医師会	会長	佐藤 信博	
社会団体	NPO法人 延岡市しうがい者大輪の会	理事長	甲斐 直義	
市	延岡市企画部	部長	吉岡 修	

本大会及びリハーサル大会の日程について

本市で実施される競技(令和9年)

大会種別	競技種別	競技名	開催期間
国民スポーツ大会	正式競技	・体操競技 ・オープンウォーター スイミング ・新体操 ・バレーボール（成年女子） ・ソフトボール（成年男子） ・軟式野球（成年男子） ・柔道	9月9日（木）～12日（日） 9月12日（日） 9月18日（土）～19日（日） 9月27日（月）～30日（木） 9月27日（月）～29日（水） 10月2日（土）～5日（火） 10月3日（日）～5日（火）
	公開競技	・武術太極拳 ・パワーリフティング	8月28日（土）～29日（日） 9月3日（金）～5日（日）
	デモンストレーションスポーツ競技	・3B体操 ・ウォーキング	6月20日（日） 5月9日（日）
全国障害者スポーツ大会	正式競技	・バスケットボール ・フットソフトボール ・車いすバスケットボール	10月23日（土）～25日（月） 〃 〃

※第81回国民スポーツ大会会期：令和9年9月26日（日）～10月6日（水）

第26回全国障害者スポーツ大会会期：令和9年10月23日（土）～25日（月）

本市で開催されるリハーサル大会

大会名	開催期日	開催場所
全日本実業柔道団体対抗大会	令和8年6月13日（土） ～14日（日）	アスリートタウン延岡 アリーナ
全日本総合女子ソフトボール 選手権大会	令和8年9月12日（土） ～13日（日）	西階公園野球場 他2共催市
天皇杯・皇后杯全日本バレーボール 選手権九州ブロックラウンド	令和8年9月19日（土） ～20日（日）	アスリートタウン延岡 アリーナ
OWSすみえカップ2026	令和8年9月20日（日）	須美江海水浴場特設会場
西日本軟式野球選手権大会	令和8年10月31日（土） ～11月2日（月）	西階公園野球場 他5共催市町
第43回全国高等学校体操競技 選抜大会	令和9年3月20日（土） ～21日（日）	アスリートタウン延岡 アリーナ
第42回全国高等学校新体操 選抜大会	令和9年3月24日（水） ～25日（木）	アスリートタウン延岡 アリーナ

OWS すみえカップ 2025 大会概要

1. 主 催 宮崎県水泳連盟
2. 主 管 延岡市水泳協会、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会
3. 後 援 延岡市、延岡市教育委員会、(一社)延岡市スポーツ協会、
タ刊デイリー新聞社、FM のべおか、株式会社ケーブルメディア
ワイワイ
4. 開 催 日 2025年10月19日 (日)
5. 会 場 須美江海水浴場特設会場 (延岡市須美江町1450-2)
6. 競技種目及び定員 ※1人1種目

競技種目	定員		
3kmの部	男子 50名	女子 50名	※先着順
1kmの部	男子 50名	女子 50名	※先着順

- (参加資格) (1) 定期的に長距離水泳練習を実施していること。
(2) 出場選手は、大会当日時点で下記のとおりとする。
3kmの部…15歳(高校生)以上 / 1kmの部…12歳(中学生)以上
(3) 出場選手は、下記の制限タイム内で泳げること。
3kmの部…60分以内 / 1kmの部…20分以内

7. 日 程

	3km選手	1km選手
大会開催判断・決定	7:00~7:30	
競技役員集合	7:30	
選手受付・第1招集	8:30 ~ 9:10	10:30 ~ 11:10
ウォーミングアップ	8:50 ~ 9:20	10:50 ~ 11:20
第2招集	9:30 ~ 9:40	11:30 ~ 11:40
ブリーフィング・選手紹介	9:40 ~ 9:50	11:40 ~ 11:50
スタート	9:50	11:50
競技終了(予定)	10:50	12:10
表彰式	12:20~12:30	
閉会式	12:30	

8. 参加申込

- (1) エントリー受付期間： 2025年7月1日(火)から 8月31日(日)まで
(2) 参 加 料： 3kmの部…5,000円 / 1kmの部…4,000円

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ大会において、延岡市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 延岡市を代表する者
- (2) 延岡市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員の選任)

第6条 会長は、延岡市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 議会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 旅費

(旅費及び費用弁償)

第15条 市外に在住または勤務している実行委員会の委員が、第3章に規定する会議への出席する場合、最寄駅がある場合は、最寄駅から延岡駅までの往復の電車賃、最寄駅がない場合は、バス料金又は所在地から延岡市役所本庁舎までの往復距離に1キロメートルあたり37円を乗じて得た金額を支給して費用弁償するものとする。ただしバス料金については往復割引が適用される場合、適用後の額を支給する。

第6章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、延岡市に帰属するものとする。

第9章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年8月8日から施行する。